

担当者が実務で迷わない 海外勤務者・非居住者に必要な税務知識

～海外に出張・出向した従業員の税務処理等を分かりやすく解説します～

※【お願い】当日、電卓をお持ちください

【開催要領】 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

日時▶ 2019年 11月 1日(金) 10:00～17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京・麹町)

＜講師＞ 松田会計事務所 所長 税理士 松田 修 氏

〔講師略歴〕昭和61年税理士試験合格。税理士。松田会計事務所 所長。学校法人村田簿記学校講師(法人税法、簿記論担当)を経て、辻会計事務所(現 辻・本郷税理士法人)入所。数多くの企業の会計・税務業務や経営相談などを経験。平成5年に独立し、「税理士 松田会計事務所」を設立。簿記・税務の専門スクール「麻布ブレインズ・スクール」代表を務めるほか各種実務セミナー講師としても活躍中で、豊富な経験に基づいた分かりやすい解説が受講者から絶大な支持を受けている。主な著書として「Q&Aで基礎からわかる固定資産をめぐる会計・税務」「Q&A国際税務と海外勤務者・非居住者の税金」「Q&A経理担当者のための税務知識のポイント」など多数。＜受講者特典：当日、テキストとして講師著『Q&A国際税務と海外勤務者・非居住者の税金』(清文社)を配付します。＞

【申込方法】 当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料：1名(税込・資料/昼食代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	41,800円(本体価格 38,000円)	一般	46,200円(本体価格 42,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

191566-0606		海外勤務者・非居住者に必要な税務知識	
ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属 職		
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。〔セミナー・会員研究会〕-よくあるご質問〕

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 セミナー事業グループ 担当/民秋 E-mail:tamiaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル2F

・プログラム・

1 居住者、非居住者の区分と課税関係

- (1) 居住者、非居住者、永住者、非永住者の違いと課税範囲を理解する
- (2) 海外出向者はいつから「非居住者」になるか? (3) 海外出張から海外出向に変更の場合の取扱い
- (4) 海外出向者が帰国した場合には、いつから「居住者」になるか?
- (5) 住民税の取扱いを理解する (6) 「納税管理人」について理解する
- (7) 「復興特別所得税」と「租税条約」との関係

2 海外出張に対する税務

- (1) 従業員が長期海外出張した場合の税務処理 (2) 日本法人役員が長期海外出張した場合の税務処理
- (3) 海外出張者の海外子会社から受取る給与の課税関係 (4) 「外国税額控除」の取扱い
- (5) 租税条約「183日条項(短期滞在者免税)」の内容とその取扱い (6) グロスアップ計算を理解する

3 海外勤務者(一般従業員)に対する税務

- (1) 海外赴任手当、支度金などの取扱い (2) 海外出国後に支給される給与・賞与に対する税務
- (3) 海外出国時に行う「年末調整」の注意点 (4) 海外出国後に支払われる生命保険料や社会保険料の取扱い
- (5) 海外出向者に対する「留守宅手当」「給与格差負担金」の取扱い
- (6) 海外出向者からの「借上げ住宅」の取扱い
- (7) 海外出向者に対する「住宅取得のための無利息貸付金」の取扱い
- (8) 海外出向者に対する「永年勤続表彰金」の取扱い (9) 海外出向者等に対する「原稿料など」の取扱い
- (10) 「海外関連者等に対する寄付金課税」に注意が必要

4 海外勤務者(役員)に対する税務

- (1) 海外出向中に支払われる役員報酬と留守宅手当の取扱い
- (2) 日本法人役員が海外の支店長として赴任する場合の取扱い (3) 海外出向者役員の退職金の取扱い
- (4) 非居住者を社外取締役とした場合の役員報酬、退職金の課税関係

5 海外から帰国後の税務

- (1) 海外から帰国した社員に対する「帰国手当」の取扱い
- (2) 海外から帰国した月に支給される給与に対する税務
- (3) 海外から帰国した後に支給される賞与に対する税務
- (4) 海外から帰国した年に行う「年末調整」の注意点

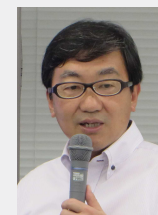
6 海外出向者と「住宅借入金等特別控除」の取扱い

- (1) 海外出国時の年末調整と住宅借入金等特別控除
- (2) 居住を開始した年に海外出向する場合の取扱い
- (3) 帰国後に「住宅借入金等特別控除」の再適用を受けるための手続き
- (4) 単身赴任の場合の「住宅借入金等特別控除」の取扱い

7 非居住者及び外国法人に対する税務

- (1) 非居住者が日本から年金をもらう場合 (2) 非居住者が日本から受け取る「配当金、利息」の課税関係
- (3) 研修生に対する「研修手当」の取扱い (4) 留学生の「アルバイト代」の取扱い
- (5) 外国人社員の休暇帰国のための旅費(ホーム・リーブ費用)の取扱い
- (6) 海外で採用した社員に対する「支度金」の取扱い (7) インドIT会社へ支払う「委託料」の取扱い
- (8) 海外の弁護士に支払う報酬の取扱い など

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。



講師 松田 修氏

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。